

令和7年度
図書館等職員著作権実務講習会

著作権法概論



はじめに

- 図書館等職員著作権実務講習会では、以下の3科目の講義を行います。

概論	著作権制度の概要
各論Ⅰ	権利制限規定（図書館資料の複製等（31条を中心に））
各論Ⅱ	権利制限規定（視聴覚資料の利用等（37条、38条ほか））

- 別途実施する演習問題（試験）では、これら講義での内容を中心に出題します。
- 文化庁HPにて公開している「令和7年度著作権テキスト」も適宜ご参照ください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

本日の内容

- ① 著作権法の”基本的な考え方”
- ② 権利の保護
- ③ 公正な利用
- ④ 他人の著作物を利用したい場合
- ⑤ おわりに

① 著作権法の”基本的な考え方”

- 1.1著作権制度の沿革
- 1.2著作権法の目的
- 1.3「著作物」とはなにか
- 1.4だれが「著作者」となるのか

② 権利の保護

③ 公正な利用

④ 他人の著作物を利用したい場合

⑤ おわりに

1.1著作権制度の沿革

◆国際的なあゆみ

15世紀中期まで



15世紀中頃：グーテンベルグ「活版印刷技術」発明

情報伝達速度が飛躍的に向上し、文献の複製に対する権利に目が向けられる。

(聖書、文法書、暦など、ギリシア・ローマ時代の古典書)



ヨーロッパでの
著作権制度の萌芽

複製が容易に
↓
流通量の増大

18世紀～19世紀：ヨーロッパを中心に著作権保護法制

19世紀後半：ヨーロッパ各国の間で著作権の保護に関する二国間条約

ビクトル・ユーゴーらが著作権保護に関する国際同盟の組織化を提唱

1886年（明治19年）：ヨーロッパ10カ国が集まり、「ベルヌ条約」創設

◆日本におけるあゆみ

江戸時代：出版業者の「株仲間」の規約などにおいて、既存の出版物の不法な重版や類版を出す行為を規制

明治2（1869）年：出版条例（「版権」の保護と出版活動の規制）
（「図書を出版する者は、官よりこれを保護して専売の利を認めしむ」）

明治3（1870）年：福澤諭吉「西洋事情外篇」において「蔵版の免許」（コピライト）を紹介

明治20（1887）年：版権条例（著作者の保護、版権登録、「版権所有」の記載）
（「版権は著作者に属し、著作者の死亡後にはその相続者に属する」）

明治32（1899）年：著作権法（旧法）（版権条例、脚本楽譜条例、写真版権条例を統合）
ベルヌ条約への加盟

昭和45（1970）年：著作権法全面改正

ベルヌ条約加盟国数：181か国
(2024年6月末現在)

現在（2025年）

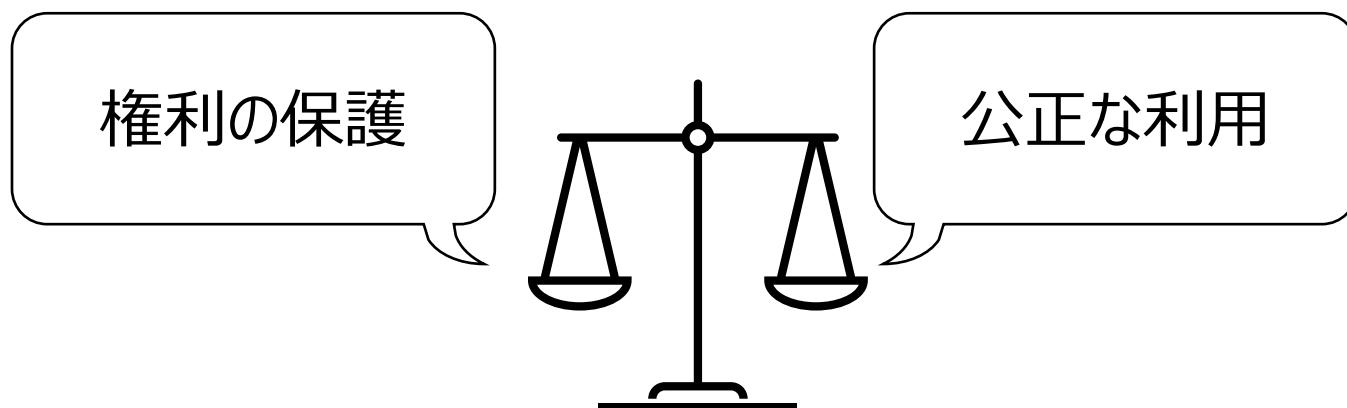
1.2著作権法の目的

- 著作権法は、著作物等の「公正な利用に留意」しつつ、「著作者等の権利の保護」を図ることで、**新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的**としています。

目的（第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

- そのため、著作権法では「著作者等の権利・利益を保護すること」と、「公正な利用」のバランスをとることが重要と考えられており、各種の規定も、このような考え方に基づいて制度設計されています。



1.3「著作物」とはなにか

● 著作物の定義

定義（第2条第1項第1号）

— 著作物 **思想又は感情を創作的に表現**したものであって、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(a) 「思想又は感情」を表現したもの

単なるデータ等は除かれる。例) 富士山の高さ：3,776メートル

(b) 「創作的」に表現したもの

単なる事実や他人の模倣、**ありふれた表現は除かれる**。例) 絵画の模写

(c) 「表現」したもの

アイデアは除かれる。頭の中で考えているだけではダメ。

(d) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」もの

工業製品等は除かれる。例) 自動車のデザイン

* 著作物の種類

● 一般の著作物 (第10条)

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置、茶碗、壺、刀剣等の美術工芸品
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く画像」
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

● 二次的著作物 (第2条第1項11号)

著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案することにより創作した著作物（例：漫画原作のテレビドラマ）

● 編集著作物（第12条）

素材（著作物に限らない）の選択又は配列によって創作性を有するもの
例：百科事典、雑誌、新聞（個々の素材は著作物でなくてもよい）

● データベースの著作物（第12条の2）

情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの
例：判例検索データベース

● 共同著作物（第2条第1項12号）

2人以上の者が共同して創作した著作物で、各人の寄与分を分離して個別に利用できないもの
⇒ 全員一致の意思により権利行使することが原則

- 保護を受ける著作物（第6条）

以下の**いずれかに該当する**著作物が、**我が国の著作権法によって保護を受けます。**

1. 日本国民が創作した著作物（**国籍の条件**）
2. 最初に日本国内で発行された著作物（**発行地の条件**）
3. 条約により我が国が保護の義務を負う著作物（**条約の条件**）

- 著作物だが著作権が及ばないもの（第13条）

1. **憲法その他の法令**（地方公共団体の条例、規則を含む）
2. 国や地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人の
告示、訓令、通達など
3. 裁判所の**判決、決定、命令**など
4. 1.～3.の翻訳物や編集物（国、地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人が作成するもの）

1.4 だれが「著作者」となるのか

- 著作物を創作する者を「**著作者**」といいます。（第2条第1項第2号）
- なお、法人等の社員・職員等が作成した著作物について、以下の要件をすべて満たしたときは、作成した個人ではなく法人等が著作者となります。

職務著作（法人著作）（第15条）

- 【要件】
- a. その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」であること
 - b. 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
 - c. 「職務上」の行為として創作されること
 - d. 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
 - e. 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと
-
- 映画の著作物の制作者は企画を立て、出資を行う**映画製作者**に帰属する、ということになっています。（第16条）

- ① 著作権法の”基本的な考え方”
- ② 権利の保護
 - 2.1著作者の権利
 - 2.2「著作権」とはどのような権利か
 - 2.3「著作隣接権」とは
 - 2.4著作権（財産権）の保護期間
 - 2.5著作権が「侵害」された場合の対抗措置
- ③ 公正な利用
- ④ 他人の著作物を利用したい場合
- ⑤ おわりに

2.1著作者の権利

- 著作物を創作した時点で、著作者は**何ら手続を取らなくても、自動的に著作者の権利（「著作者人格権」及び「著作権（財産権）」）を取得します。**
(第17条)
- 著作者人格権は譲渡ができません。財産権である著作権は譲渡することができ、権利を譲渡された者は「**著作権者**」となります。

	権利の概要	権利の移転等
著作者人格権	著作者の「 精神的利益 」 （精神的に「傷つけられないこと） を守る権利	著作者に専属する権利であるため、 譲渡はできない (第59条)
著作権（財産権）	著作者の「 財産的利益 」 （経済的に「損をしないこと） を守る権利	土地の所有権などと同様、 利用の許諾や譲渡、相続 するこ とが可能 (第61条)

2.2「著作権」とはどのような権利か

- 著作権は、**著作物の利用形態ごとに権利**（＝「支分権」）が定められていることから、「権利の束」と言われることもあります。
- これらは**他者に無断で○○されない権利**であり、**著作者が専有する権利**です。



*著作権の内容①

著作者人格権

●公表権（第18条）

著作物を公表するかどうか、公表の方法、公表のタイミングを決定できる権利



●氏名表示権（第19条）

著作物の公表の際に実名を表示するのか、変名（ペンネーム等）を表示するのか、無名とするのかを決定できる権利
(※) 利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、著作者名の表示を省略することができる。

●同一性保持権（第20条）

著作物、題号を意に反して勝手に改変（変更・切除等）されない権利
(※) ただし、著作物の性質やその利用の目的・態様に照らしてやむを得ないと認められる場合は同一性保持権が及ばない。

*著作権の内容②

著作権（財産権）

【コピーに関する権利】

●複製権（第21条）

無断で著作物を複製されない権利

第2条

15 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により**有形的に再製すること**をいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。
イ～ロ 略

複製の例

コピーやダウンロード



写真撮影



模写

録音

※可視的な複製（印刷、複写等）のほか、不可視的な複製（録音物・録画物）も含む

* 著作権の内容③

【無形的利用に関する権利】①

● 上演権・演奏権 (第22条)

無断で、著作物を公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演（演劇等の場合）、演奏（音楽の場合）されない権利 ※CDやDVD等の録音物・録画物を再生することも含まれる。

● 上映権 (第22条の2)

無断で、著作物を公に上映されない（スクリーンやディスプレイに映し出されない）権利
※映画の著作物に限らず、すべての著作物が対象となる。

● 口述権 (第24条)

無断で、言語の著作物を公衆に口頭で伝達されない権利
※CDやDVD等の録音物・録画物を再生することも含まれる。

● 展示権 (第25条)

無断で、美術又は未発行の写真の著作物（いずれも原作品に限る）を公衆向けに展示されない権利

※公衆 ⇒ 「不特定の者」又は「特定多数の者」

	特定	不特定
少数	公衆ではない	公衆
多数	公衆	公衆

* 著作権の内容④

【無形的利用に関する権利】②

● 公衆送信権（第23条第1項）

無断で、著作物を公衆に送信されない権利

※校内放送や校内LANなど、学校内などの「同一の構内」においてのみ行われる送信は公衆送信に該当しない。

① 放送、有線放送（受信者が同一内容の送信を同時に受信するもの）

例：テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、USEN

② 自動公衆送信（個々の受信者のリクエストに応じて自動送信されるもの）

例：各種ネット配信、インターネットへのファイルのアップロード

※リクエストに応じて送信される前のアップロード（送信可能化）を含む

③ その他の送信

例：電話で申し込みを受けてファックスやメールで行う送信

● 公の伝達権（第23条第2項）

公衆送信された著作物を、テレビ等の受信装置を使って公衆向けに伝達する（公衆に見せたり聞かせたりする）ことをされない権利

例：ラジオで流れている音楽をスピーカーで店内に流す、

インターネット上の著作物をパソコンのディスプレイに表示させて見せる

*著作権の内容⑤

【流通利用に関する権利】

- **譲渡権**（第26条の2）※映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により、無断で公衆に提供されない権利
※ただし、一旦、適法に譲渡された後は、権利が及ばない

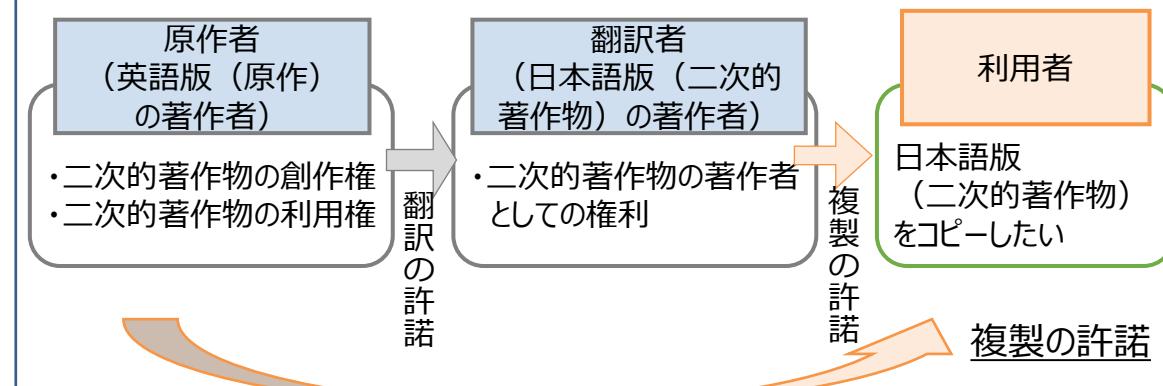
- **貸与権**（第26条の3）※映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により、無断で公衆に提供されない権利

- **頒布権**（第26条）
映画の著作物（映画、アニメ、ビデオ等の「録画されている動く影像」をその複製物により、無断で頒布（譲渡、貸与）されない権利

【二次的著作物の原作者としての権利】

- **翻訳権、翻案権等**（第27条）
無断で、著作物を翻訳・編曲・変形又は翻案されない権利

- **二次的著作物の利用に関する原著作者の権利**
(第28条)
二次的著作物の利用の際、原著作者も二次的著作物の著作者と同じ権利を有する



* 利用形態による権利の違い

- どのような利用をすると、どのような権利が働くのでしょうか？



図書

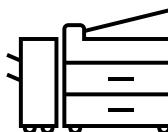
貸出

貸与権



コピー、スキャン

複製権



メール、FAX

公衆送信権



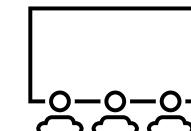
朗読、読み聞かせ

口述権



アレンジ

翻案権



投影

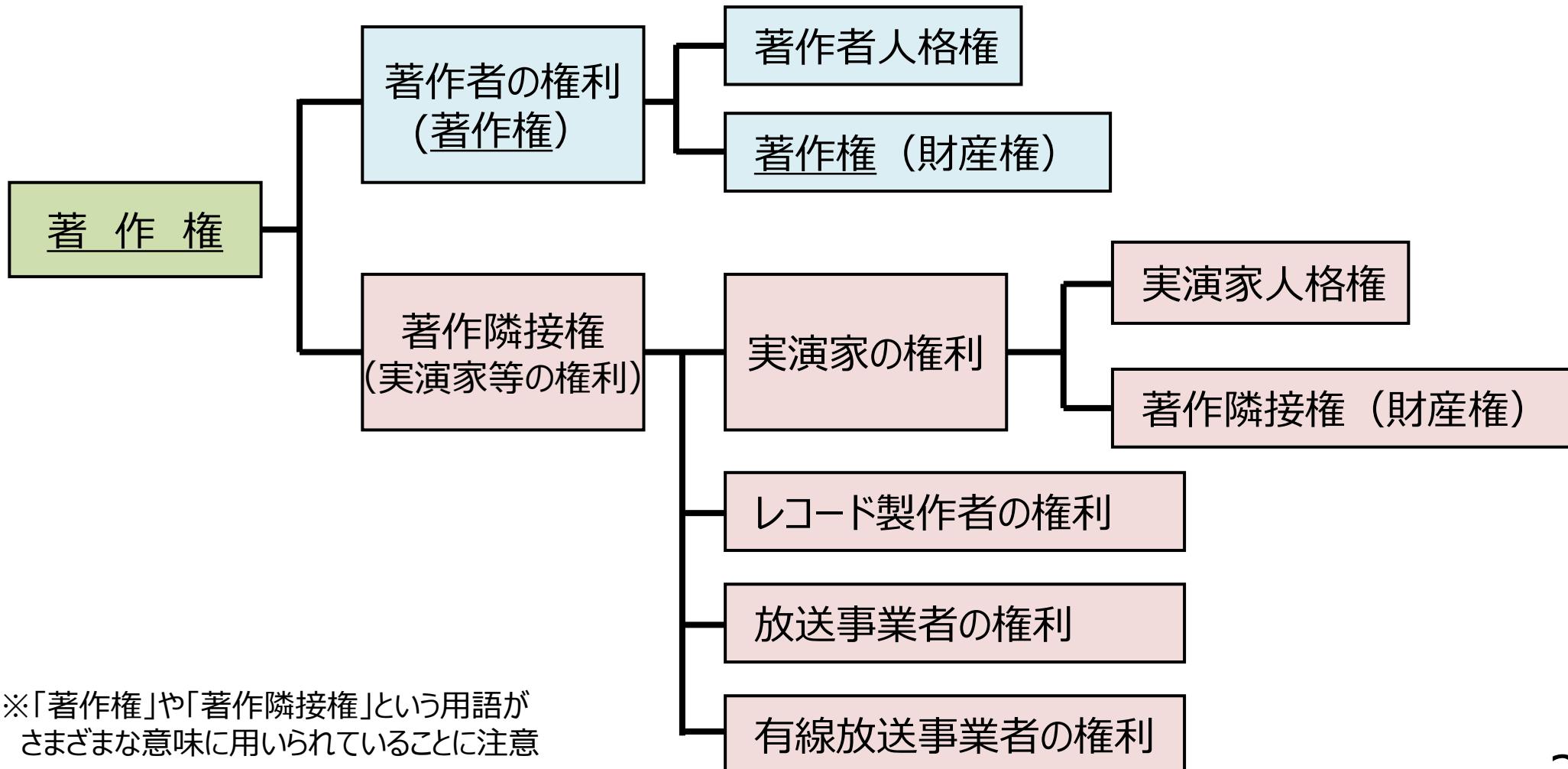
上映権



※各利用に係る「図書の著作権者」の権利

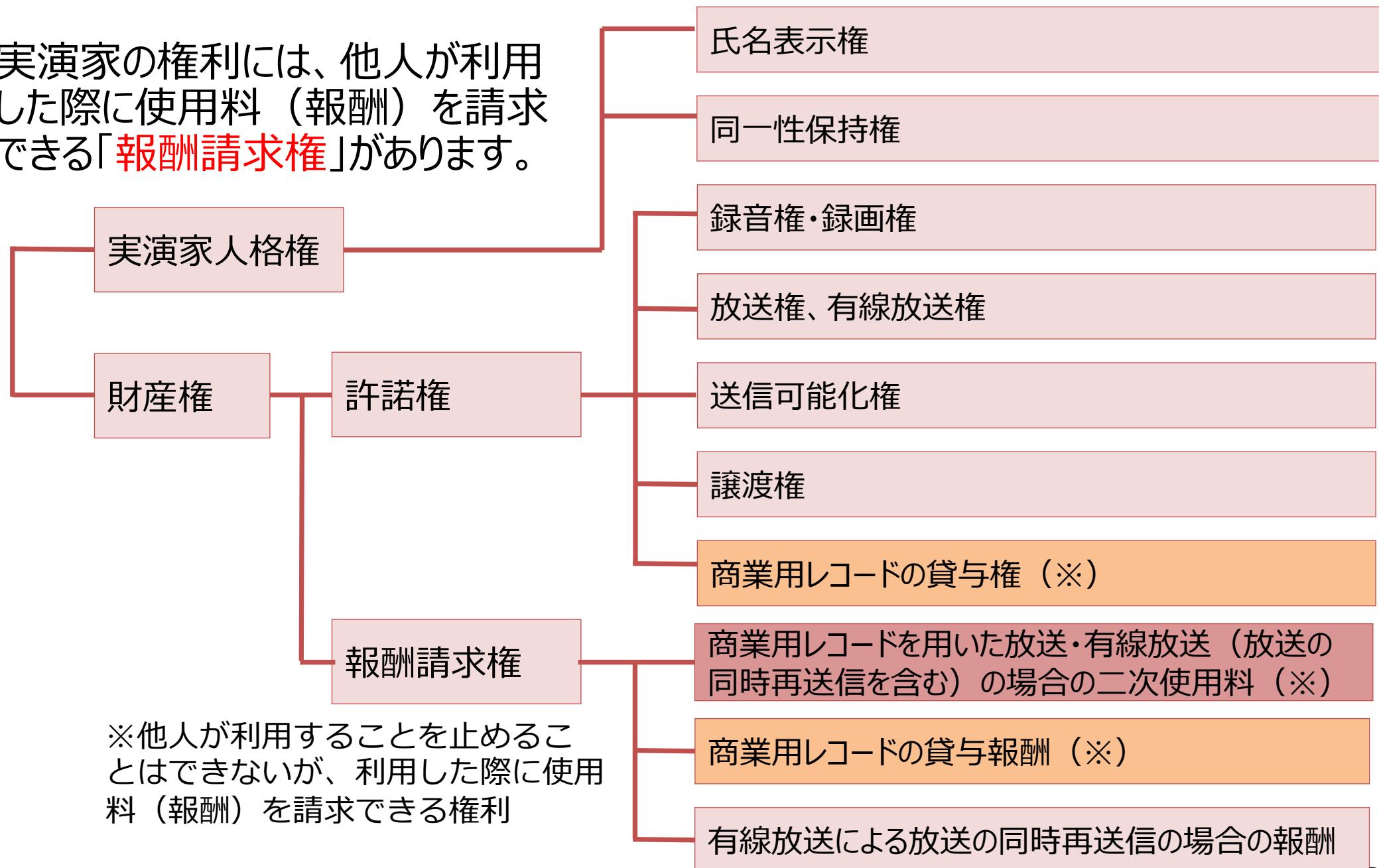
2.3「著作隣接権」とは

- 著作物は広く伝達されて享受されることにより社会的な意味を有することから、伝達行為も著作物の創作活動と同様に文化の発展に寄与する重要な行為として「**実演家**」にも権利が発生します。（第2条第1項第4号）
- 実演家等に発生する権利を「**著作隣接権**」と言います。（第89条）



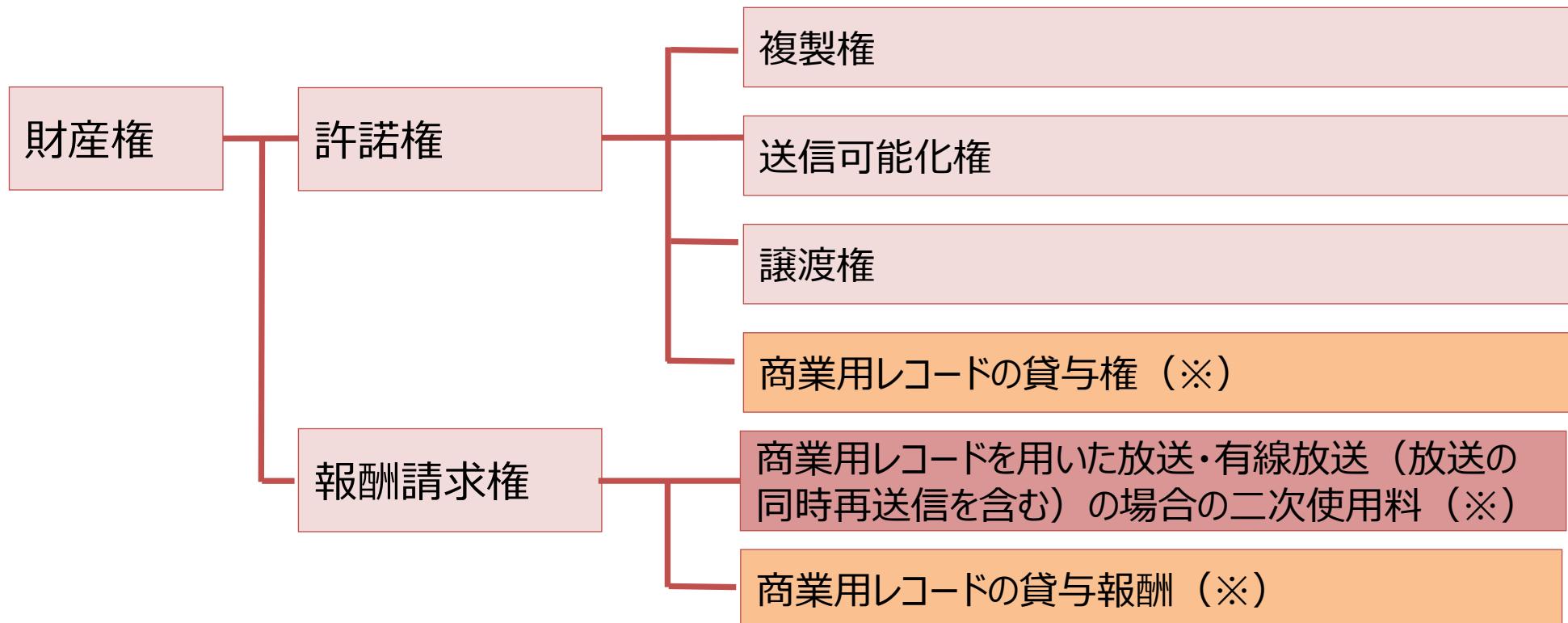
* 実演家の権利

- 実演家の権利には、他人が利用した際に使用料（報酬）を請求できる「**報酬請求権**」があります。



*レコード製作者の権利

- レコード製作者の権利には、人格権がなく、財産権のみあります。



2.4著作権（財産権）の保護期間

- 「著作権（財産権）」の保護期間は、著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則、著作者の「生存している期間 + 死後70年間」です。（第51条）

(例外)

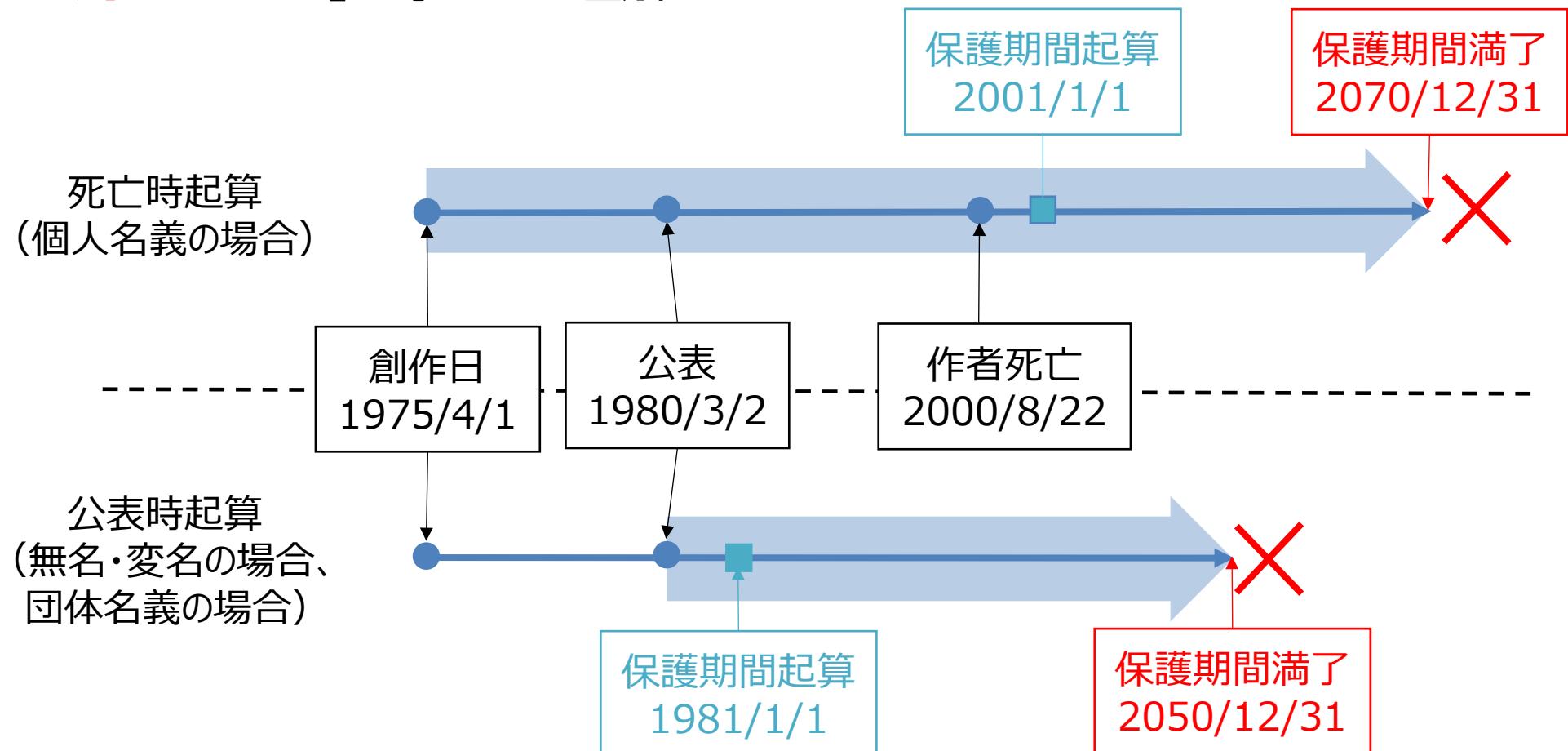
著作物の種類	保護期間
無名・変名の著作物（第52条） (周知の変名は除く)	公表後70年 (死後70年経過が明らかであれば、その時点まで)
団体名義の著作物（第53条）	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年)
映画の著作物（第54条）	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年)

(※) その他、旧法や条約等の特例（戦時加算等）によってこれとは異なる場合あり。

- 保護期間が満了すると著作権は消滅し、社会全体の共有財産として自由に利用できるようになります（=「パブリック・ドメイン」）。(第59条)
- なお、著作者人格権は著作者の死亡により消滅しますが、著作者の死後においても著作者人格権侵害となるべき行為をしてはならない、とされています。（第60条）

(具体例)

- 「死亡・公表した年の月日に関わらず、**死亡・公表年に70年を加算した年の12月31日まで**」と考えれば理解しやすいです。



※ただし、変名が著作者本人の呼称であることが一般的に周知され明らかであり、
実在人が社会的に認識できていれば（周知の変名）、原則通り死後70年
※公表後70年経過する前に、周知の変名と認められる場合は、死後70年

保護期間の変遷

- 保護期間は社会変化に伴い長くなってきています。

著作物の種類	公表名義の別	旧法による 保護期間	昭和45年(1970 年)法(昭和46年 (1971年)1月1日 施行)制定後の保 護期間	平成8年(1996年)著 作権法(平成9年 (1997年)3月25日施 行)改正後の保護期 間	平成15年(2003年) 著作権法改正(平成 16年(2004年)1月1 日施行)後の保護期 間	平成28年(2016年) 著作権法改正(平成 30年(2018年)12 月30日施行)後の 保護期間
映画・写真以外の著作 物（小説、美術、音 楽、建築、コンピュー タ・プログラムなど）	実名（生前公表）	死後38年間	死後50年間			死後70年間
	実名（死後公表）	公表後38年間	死後50年間			死後70年間
	無名・変名	公表後38年間	公表後50年間			公表後70年間
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間			公表後70年間
写真の著作物	－	発行又は創作後 13年間	公表後50年間	死後50年間		死後70年間
映画の著作物（独創性 のあるもの（劇場用映 画など））	実名（生前公表）	死後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	実名（死後公表）	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	無名・変名	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間		公表後70年間	
映画の著作物（独創性 のないもの（ニュース 映画、記録映画な ど））	－	発行又は創作後 13年間	公表後50年間		公表後70年間	

* 外国の著作物等の保護

- 著作物等は、国境を越えて利用されるため、世界中の国々はさまざまな多国間条約を結んでお互いに著作物等を保護しています。

【原則】

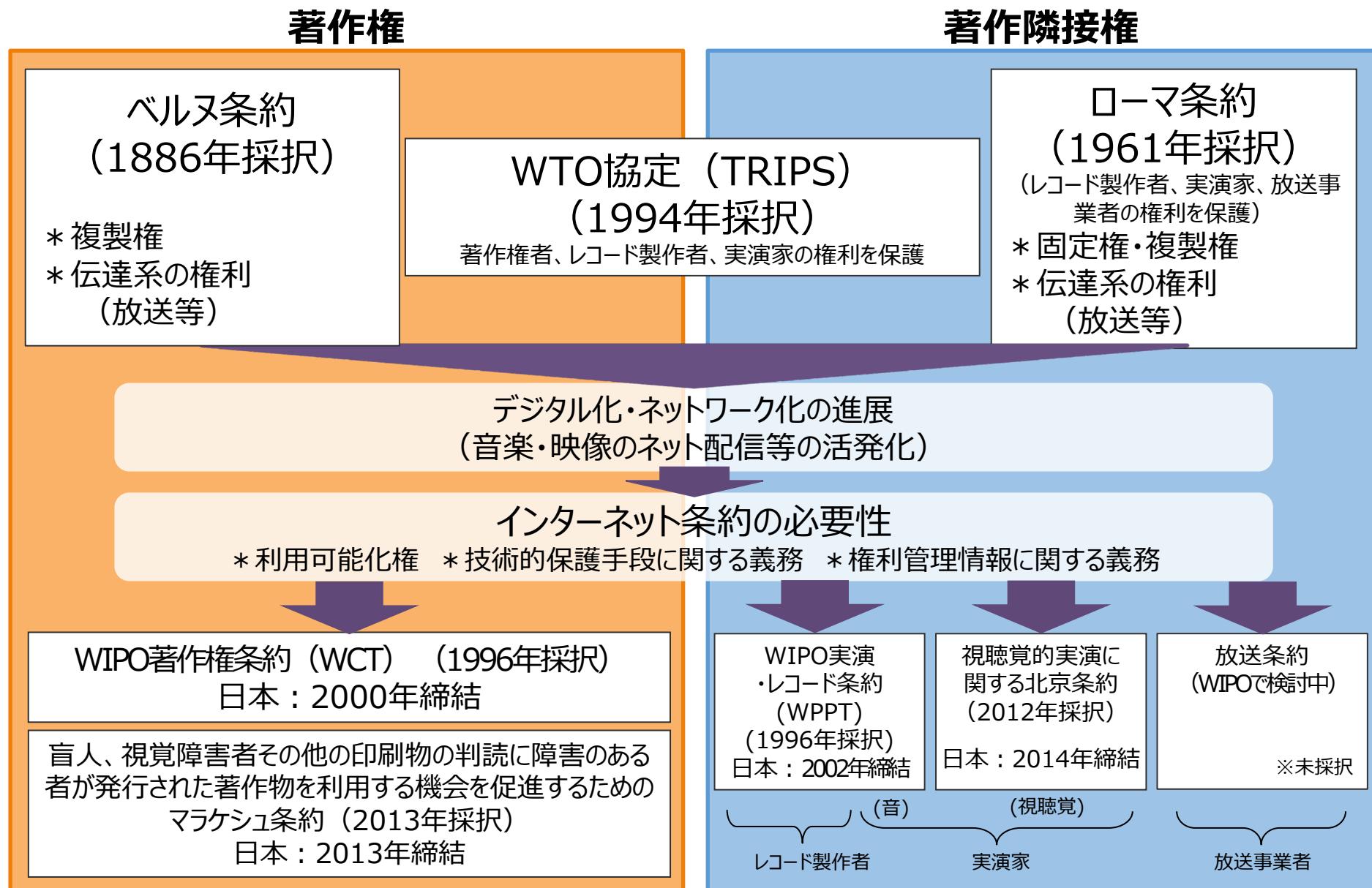
①無方式主義	著作権・著作隣接権を享有及び行使する際に、登録、作品の納入、著作権の表示等、いかなる方式も必要としないという原則
②内国民待遇	自国民に与えている保護と同等以上の保護 を条約締結国民に与えるという原則 ・ベルヌ型…国内法で規定している権利については、条約に規定していないなくても内国民待遇を付与 ・ローマ型…条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与
③遡及効	・遡及…条約の発効前に創作された著作物等であっても、発効時に保護されていたものについては保護 ・不遡及…条約発効後に創作された著作物等についてのみ保護

(例)

- 日本では、ドイツ人（ベルヌ同盟国国民）の著作物等は日本の著作権法によって保護される。
- ドイツでは、日本人の著作物等はドイツの著作権法によって保護される。

* 外国の著作物等の保護

(参考) 著作権・著作権関係の条約



2.5著作権が「侵害」された場合の対抗措置

- 自分の著作物が無断でコピー・販売されたり、インターネットで送信されたりした場合など、「著作者の権利」や「著作隣接権」が侵害された場合には、民事の対抗措置として侵害者に対し差止請求や損害賠償請求を行うことができます。

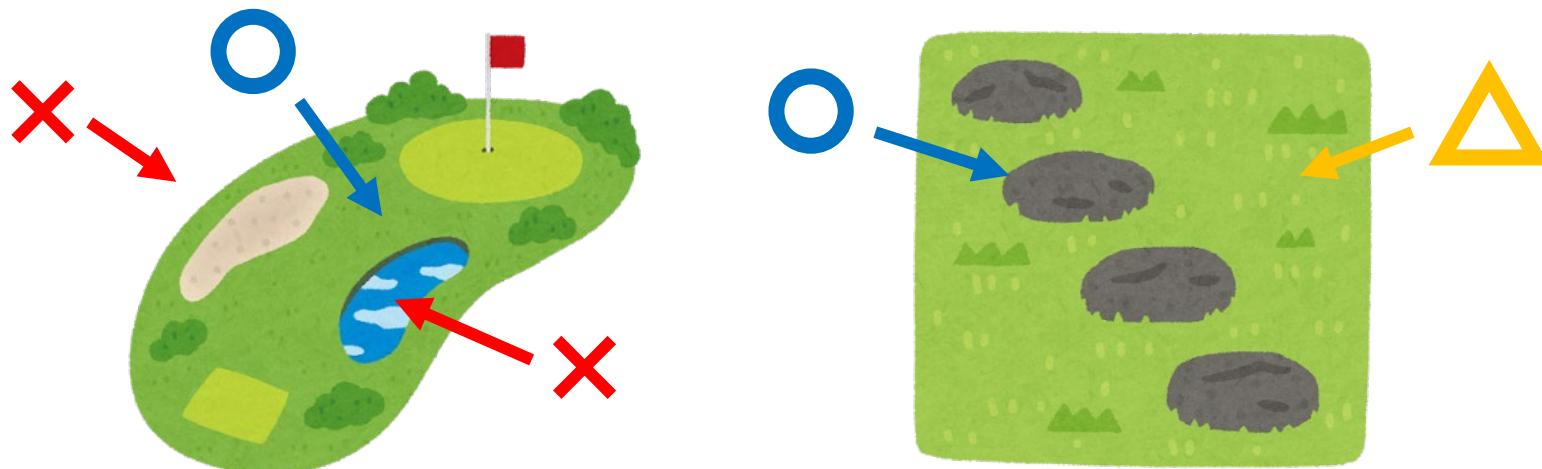
差止請求 (第112条、第116条)	「侵害行為の停止」や、侵害のおそれがある場合には「予防措置」を求めることができます
損害賠償請求 (民法第709条)	侵害に伴う損害を賠償するよう請求することができます
不当利得返還請求 (民法第703,704条)	侵害者が侵害行為によって不当に受けた利益について、返還を請求することができます
名誉回復等措置請求 (第115条、第116条)	「謝罪広告の掲載」など、著作者等としての「名譽・声望を回復するための措置」を請求することができます

- また、著作権侵害行為は、**刑事罰の対象ともなります。**（第119条第1項）
⇒10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科（法人は3億円以下の罰金）
ただし、著作権侵害罪は、原則として権利者による告訴が必要な**「親告罪」**とされています。
(第123条第1項)

- ① 著作権法の”基本的な考え方”
- ② 権利の保護
- ③ 公正な利用
 - 3.1著作者の権利の制限
- ④ 他人の著作物を利用したい場合
- ⑤ おわりに

3.1著作者の権利の制限

- 著作権は「他者に無断で○○されない権利」であるところ、他人の著作物等を利用したいときは、**著作権者の許諾を得ることが原則**です。
- この原則の例外として、著作権法では、**一定の場合には著作権者の許諾を得ずに著作物等を利用できる規定**が置かれています。
- この例外規定は、著作者の「財産権（著作権）」を制限することで**公正な利用を確保する**という趣旨から**「権利制限規定」**と呼ばれています。
- 各規定の条件を満たしていることについては、利用者が説明できるようにしておく必要があります。



* 権利制限規定の一覧①

私的使用等	私的使用のための複製（第30条）
	付随対象著作物の利用等（第30条の2）
	検討の過程における利用（第30条の3）
	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第30条の4）
引用・転載	引用（第32条第1項）
	行政の広報資料、報告書等の新聞、雑誌等刊行物への転載（第32条第2項）
	新聞等に掲載発行された時事問題に関する論説の転載等（第39条）
	公開して行われた政治上の演説、裁判手続における公開の陳述の利用（第40条第1項）
教育	学校その他の教育機関における複製・公衆送信等（第35条）
	検定教科書、デジタル教科書等への掲載（第33条、33条の2）
	拡大教科書等の作成のための複製（第33条の3）
	学校教育番組の放送やそのための複製（第34条）
	試験問題としての複製・公衆送信（第36条）

* 権利制限規定の一覧②

図書館等	図書館等における複製等（第31条第1項）
	特定図書館等から利用者への所蔵資料の公衆送信（第31条第2～5項）
	国立国会図書館の所蔵資料の電子化（第31条第6項）
	国立国会図書館からの図書館資料の自動公衆送信・複製（第31条第7～9項）
	国立国会図書館によるインターネット資料・オンライン資料の収集・提供のための複製（第43条）
美術品・写真・建築	美術品・写真のオリジナル（原作品）の所有者等による公の展示（第45条）
	屋外に恒常に設置された美術品、建築の著作物の利用（第46条）
	美術品・写真(原作品)を展示する者による解説・紹介用小冊子等への掲載（第47条）
	インターネット販売等での美術品等の画像掲載（第47条の2）
障害者福祉	点訳のための複製（第37条第1項）
	点訳データの蓄積・送信（第37条第2項）
	視覚障害者等向けの「録音図書」等の製作（第37条第3項）
	聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等（第37条の2）
報道等	国等の機関での公開演説等の報道のための利用（第40条第2項）
	時事の事件の報道のための利用（第41条）
	情報公開法等に基づく開示等のための利用（第42条の2）
	公文書管理法等に基づく保存・利用のための利用（第42条の3）

※青字の規定は各論 I・II で取り上げます。

* 権利制限規定の一覧③

立法・司法・行政	裁判手続や行政審判手続きのための複製等（第41条の2）
	立法・行政目的のための内部資料としての複製等（第42条）
	特許、薬事に関する審査等に関する行政手続のための複製等（第42条の2）
非営利・無料の場合等	上演、演奏、上映、口述（第38条第1項）
	放送番組の有線放送等（第38条第2項）
	放送番組等の伝達（第38条第3項）
	本などの貸与（第38条第4項）
	ビデオなどの貸与（第38条第5項）
コンピュータ・ネットワーク	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の3）
	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4）
	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の5）
放送局等	放送事業者等による一時的固定（録音・録画）（第44条）

* 私的使用のための複製 (第30条)

- 「自分で読むために借りてきた本をコピーする」「レンタルCDをコピーする」「家族でテレビ番組を後で見るために録画する」など、家庭内など限られた範囲内で使用することを目的として、**使用する本人が複製することが該当します。**

【条件】 ① **個人的に又は家庭内など、限られた範囲での使用を目的とすること**

⇒ 仕事での利用は×

② **使用する本人が複製すること**

⇒ 業者が行なうことは×（自炊代行業者等）

③ **以下の利用に該当しないこと**

- ・ 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間、コンビニ等のコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除外）を用いて複製すること
- ・ コピーガードを解除して（又は解除されていることを知りつつ）複製すること
- ・ 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像をダウンロードすること
- ・ 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像以外の著作物（漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラム等）をダウンロードすること
(軽微なもののみのダウンロード等、一定の利用は除かれています)
※翻訳、編曲、変形または翻案も可

*引用（第32条）

- 報道、批評、研究等の目的で、他人の著作物を「引用」して利用する場合の例外です。例えば、報道の材料として他人の著作物の一部を利用したり、自説の補強や他人の考え方を論評するために他人の著作物の一部を利用するような行為が該当します。

【条件】 ① **公表された著作物であること**

⇒ 未公表の著作物は×

② **公正な慣行に合致すること**

⇒ 引用の「**必然性**」があること

⇒ 引用する部分が「**明確に区別**」されること

③ **引用の目的上「正当な範囲内」であること**

⇒ 自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な「**主従関係**」があること

⇒ 引用する分量が必要最小限度の範囲内であること

④ **「出所の明示」が必要**（複製以外はその慣行があるとき）

※「翻訳」して引用することも可

近年の判例では、これらの判断基準によらず、引用する目的、引用の方法・態様、著作権者に及ぼす影響の程度等を総合的に考慮した上で判断しているものもあります。

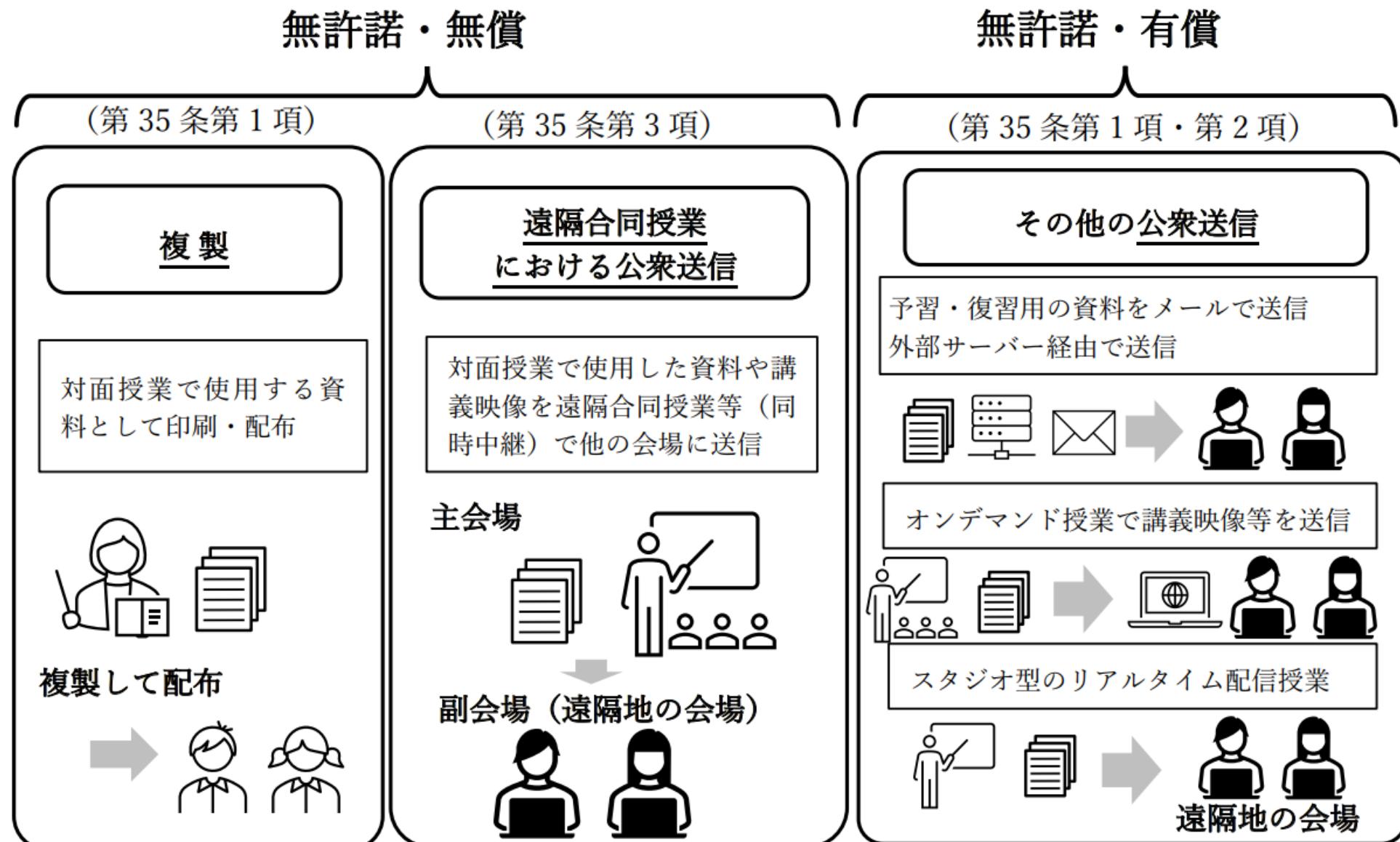
* 教育機関における複製・公衆送信等 (第35条)

- 学校・公民館などの教育機関・社会教育施設等において、教師や児童生徒等が授業の過程で使用するために、必要と認められる範囲で他人の著作物等を複製、公衆送信、公に伝達する場合の例外です。

- 【条件】
- ① **営利を目的としない教育機関であること**
 - ② **授業等を担当する教師等やその授業等を受ける児童生徒等が複製、公衆送信、公に伝達すること** ⇒ 指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能
 - ③ **授業のためにその著作物を使用すること** ⇒ 授業には、運動会、修学旅行等の学校行事や部活動・クラブ活動も含まれる
 - ④ **必要な限度内の使用であること**
 - ⑤ **すでに公表されている著作物を使用すること**
 - ⑥ **著作物の種類・用途・複製の部数・複製等の態様などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと**
⇒ ドリルのような人数分購入することを想定して販売されているものなどは対象外
 - ⑦ **慣行があるときは「出所の明示」が必要** ※「翻訳」「編曲」「変形」「翻案」も可

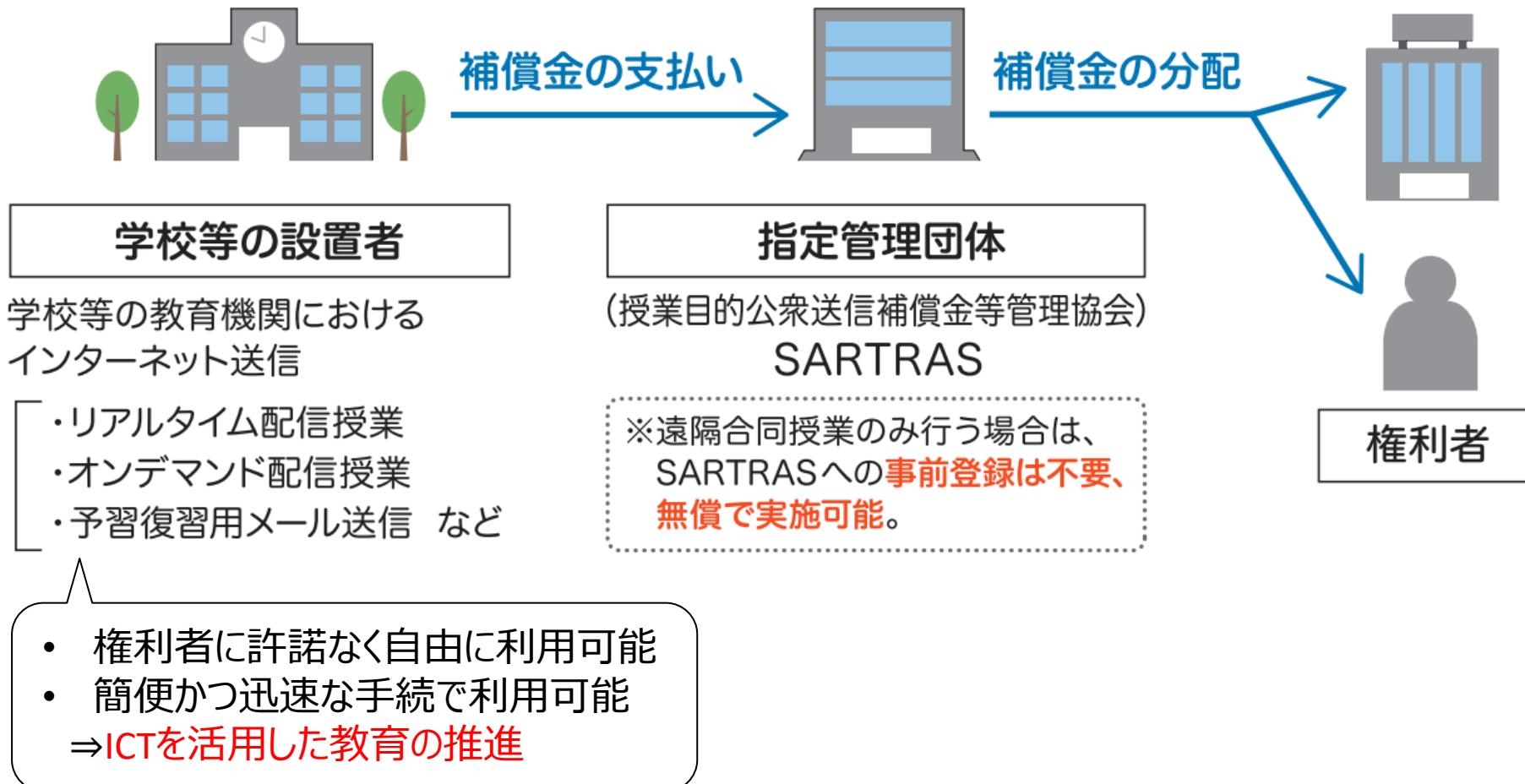
※公衆送信を行う場合には、教育機関の設置者が相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない
(同時授業公衆送信を除く)。

● 第35条の整理



* 授業目的公衆送信補償金制度

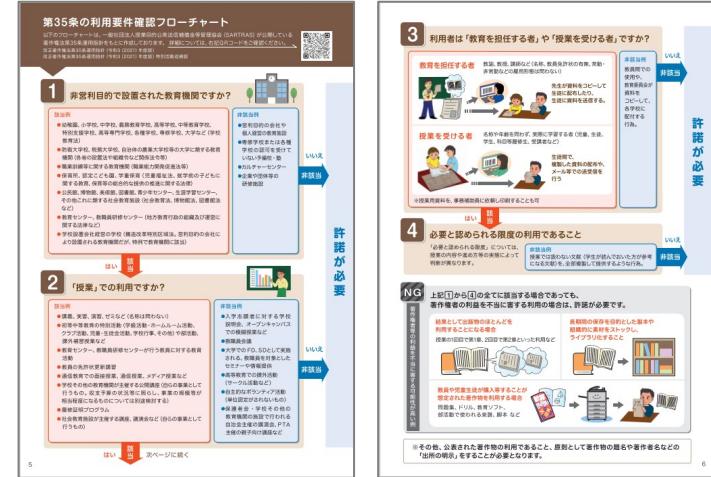
- 教育機関における、リアルタイム配信授業等（遠隔合同授業を除く）によって著作物を公衆送信する場合は、指定管理団体である「SARTRAS（サートラス）」に事前登録した上で、**一定の補償金を支払えば**、著作物を適法に利用可能となります。



(参考)

● 学校における教育活動と著作権

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf



- 「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」
- 「初等中等教育における特別活動に関する追補版」※以上2点はSARTRAS

<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

＜図書館における「授業」＞

○図書館法

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
(略)

6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

8 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)

* 立法・行政のための内部資料としての複製等 (第42条)

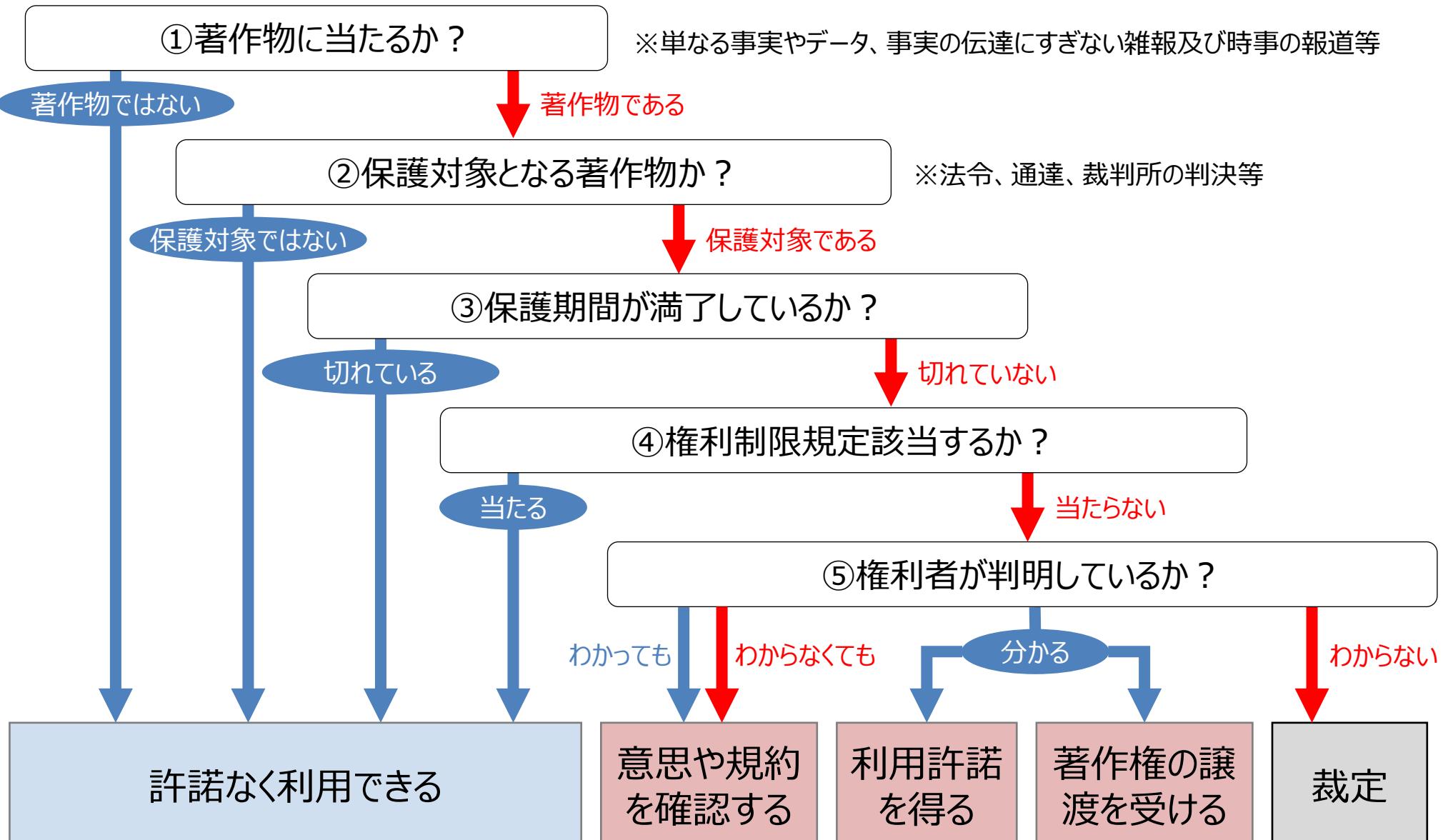
- 「国会・議会・官公庁（国・地方公共団体）において、法案審議や予算審議等のほか所掌事務を遂行するために「内部資料」として必要なコピーをしたり、部局内のクラウド保存や部局内にメール送信をしたりする場合の例外です。
- 著作権法の令和5年改正により、それ以前は複製のみ可であったところ、**公衆送信等が可能**になりました。（令和6年1月1日施行）
- なお、単に職務参考用として新聞記事や書籍等をコピーしたりクラウド保存することは該当しません。

- 【条件】 ① 「立法」又は「行政」の目的の「内部資料」として必要な場合であること
⇒ 広報資料としてコピーすることは×
- ② 「立法」「行政」の目的上必要な限度内であること
- ③ 著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
⇒ クリッピングサービス等の既存ビジネスを阻害するようなことは×
- ④ 「出所の明示」が必要

- ① 著作権法の”基本的な考え方”
- ② 権利の保護
- ③ 公正な利用
- ④ 他人の著作物を利用する場合
 - 4.1 他人の著作物を利用する手順
- ⑤ おわりに

4.1他人の著作物を利用する手順

- 他人の著作物を利用したいときはこのような順序で考えましょう。



* ① 意思表示や規約を確認する

- 著作物の利用について、「このような条件下で使用してよい」と著作権者自身が意思表示をしていることや、掲載されているプラットフォームに利用規約等の形でルールが記載されていることがあります。この場合、条件を守っての利用が可能です。

(例)

ご利用について



ご利用規定

当サイトで配布している素材は規約の範囲内であれば、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。「よくあるご質問」に詳しく記載しておりますのでご利用の前に一度ご確認ください。

当サイトのイラストは以下の場合、ご利用をお断りします。

- 公序良俗に反する目的での利用
- 素材のイメージを損なうような攻撃的・差別的・性的・過激な利用
- 反社会的勢力や違法行為に関わる利用
- 素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売
(LINEクリエイターズスタンプ等も含みます)
- その他著作者が不適切と判断した場合

以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

- 素材を21点以上使った商用デザイン（重複はまとめて1点）
- 素材の高解像度データの作成（高解像度イラストのサンプル）

(いらすとや>ご利用について より
<https://www.irasutoya.com/p/terms.html>)

- 國際的非営利団体が運用している「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」や文化庁が作成した「自由利用マーク」などもあります。

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」

	表示	作品のクレジットを表示すること
	非営利	営利目的での利用をしないこと
	改変禁止	元の作品を改変しないこと
	継承	元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

画像出典：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト
(<https://creativecommons.jp/>)



「自由利用マーク」



コピーOK



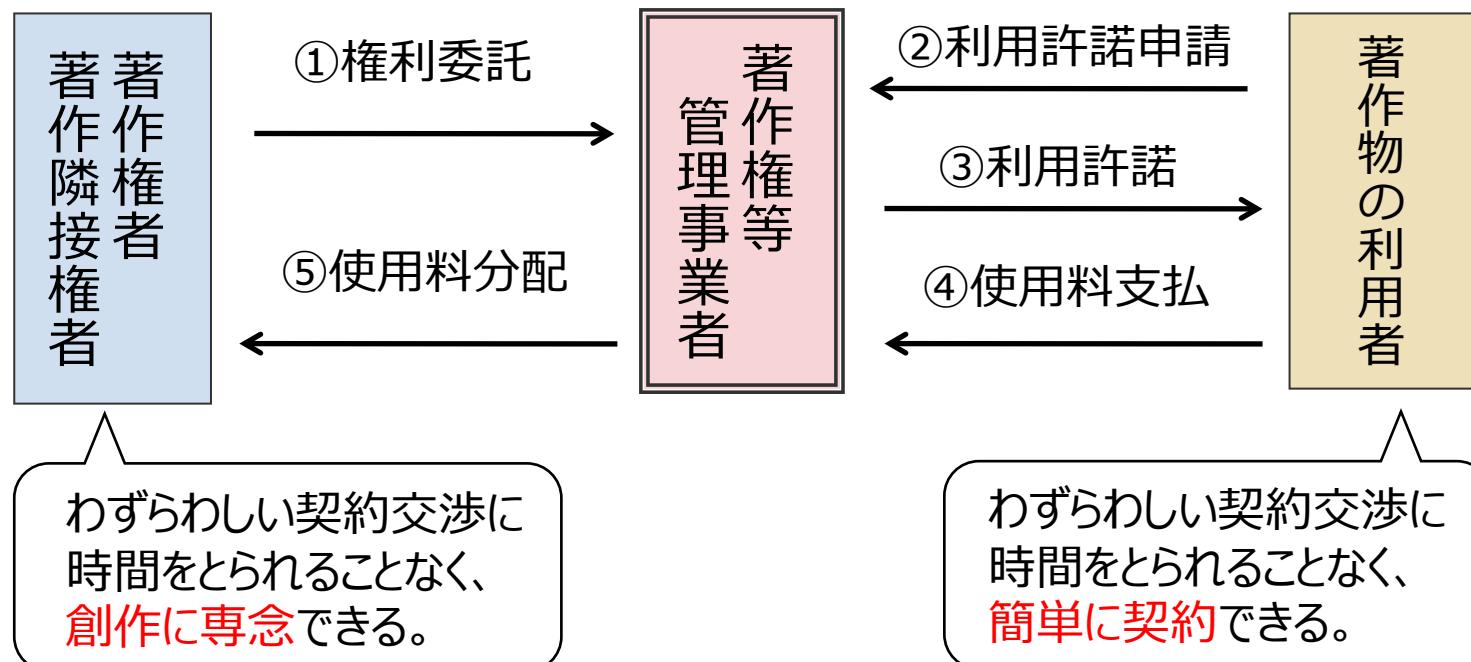
障害者OK



学校教育OK

* ②許諾-1著作権等管理事業者に利用を申請する

- 多くの権利者と多くの利用者がそれぞれ相手を捜し出して契約を行うのは困難であることから、多くの人々の権利を集中的に管理して「**契約窓口の一本化**」を行う団体が作られています。
= 著作権等管理事業者（例：JASRAC、日本複製権センター等）
- 利用者は、**予め定められた料金表**（使用料規程）の使用料を著作権等管理事業者に支払えば、**原則許諾を得ることができます**。（著作権等管理事業者の応諾義務）



* ③許諾-2著作権者から直接許諾を得る

- 契約書を交わす場合も、口頭のみの場合も、「契約」は有効ですが…
➢ 後々のトラブルを防ぐために、契約書を作成するのが望ましいです。
- 利用形態の多様化により、利用許諾の範囲について、契約当事者間の認識のズレが生じやすくなっています。
➢ 後々のトラブルを防ぐためには、契約書において、**利用許諾の条件を可能な限り明確に定める**のがよいでしょう。

例えば…

- ポイント① [利用対象] どの著作物を利用できるのか
- ポイント② [利用行為] 紙ポスターを作成して掲示できるのか、
ホームページに掲載できるのか
- ポイント③ [利用期間] いつまで利用できるのか
- ポイント④ [利用対価] 無料か、有料か、有料の場合はいくらか

* ④著作者から著作権の譲渡を受ける

- 所有権と著作権は別ものです。
※**所有権を譲り受けても、著作権を譲り受けたことにはなりません。**
⇒契約の際、物の譲渡契約と著作権の譲渡契約を混同しないこと
- 著作権の譲渡契約において、翻訳権、翻案権等（第27条）及び二次的著作物の利用に関する原著者の権利（第28条）が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推定されます。（第61条第2項）
※**すべての著作権を譲り受けたいときは、「すべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を譲渡する」と明記する必要**
- なお、著作者人格権は譲り受けることができません。（第59条）
※実務上、契約書に「著作者人格権の行使はしない」と記載されることがあります。

(参考)

● 誰でもできる著作権契約マニュアル



● 著作権契約書作成支援システム



2 契約書例

以下の契約書例は、イラストを印刷物に使用することを許諾するケースを想定しています。

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

契 約 書

_____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) とは、著作物の利用に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (利用許諾) -----

甲は、乙に対し、以下のイラスト (美術の著作物) (以下「本著作物」という。) につき、以下の利用を許諾する。

1 利用作品名 : _____

2 利用方法

(1) 印刷物への利用

名称 : 広報〇〇〇〇、部数 : _____ 部

名称 : _____、部数 : _____ 部

名称 : _____、部数 : _____ 部

(2) ウェブサイトにおける掲載

サイト名 : ○○社公式サイト

掲載期間 : _____年____月____日から____年____月____日まで

(3) 映像作品における利用

作品名 : 広報〇〇〇〇、複製本数 : _____ 本

(4) その他

その他 : _____

3 乙は、当該利用にあたっては、事前にその具体的な利用態様を甲に示し、甲の承諾を得るものとする。

●前文

(「甲」は著作者、「乙」は利用者です。)

●利用許諾

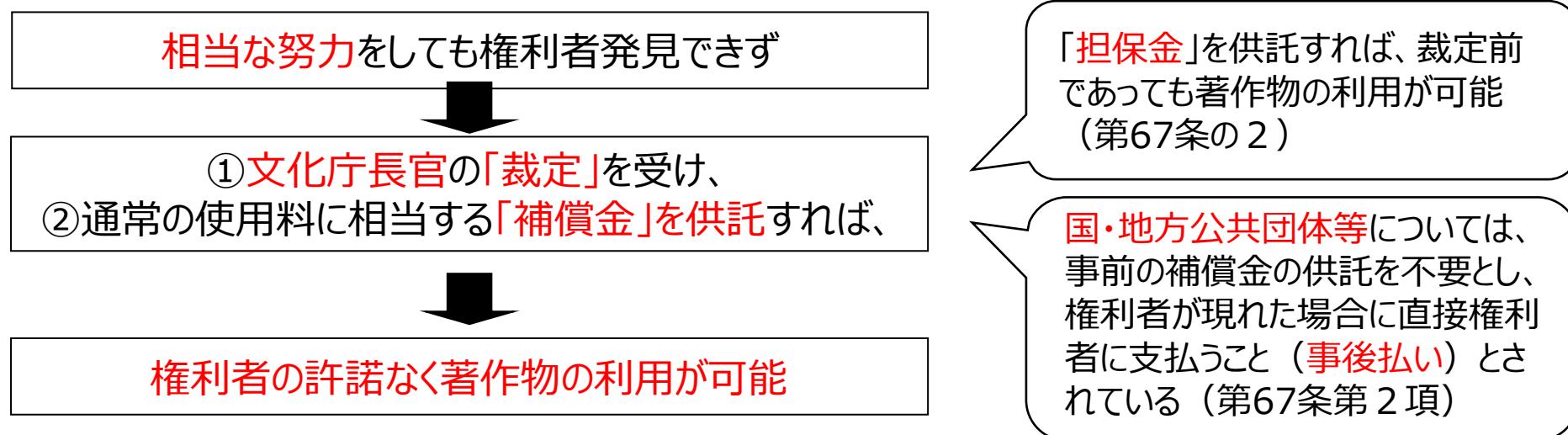
→ p.89

利用許諾の範囲の特定

→ p.89

* ⑤文化庁長官の裁定(権利者不明裁定)を受ける

- 「相当な努力」（※）をしても「誰が著作権者なのか」不明な場合や、著作権者の居場所が不明で契約のための交渉ができない場合に利用できる制度です。（第67条、第67条の2、第103条）



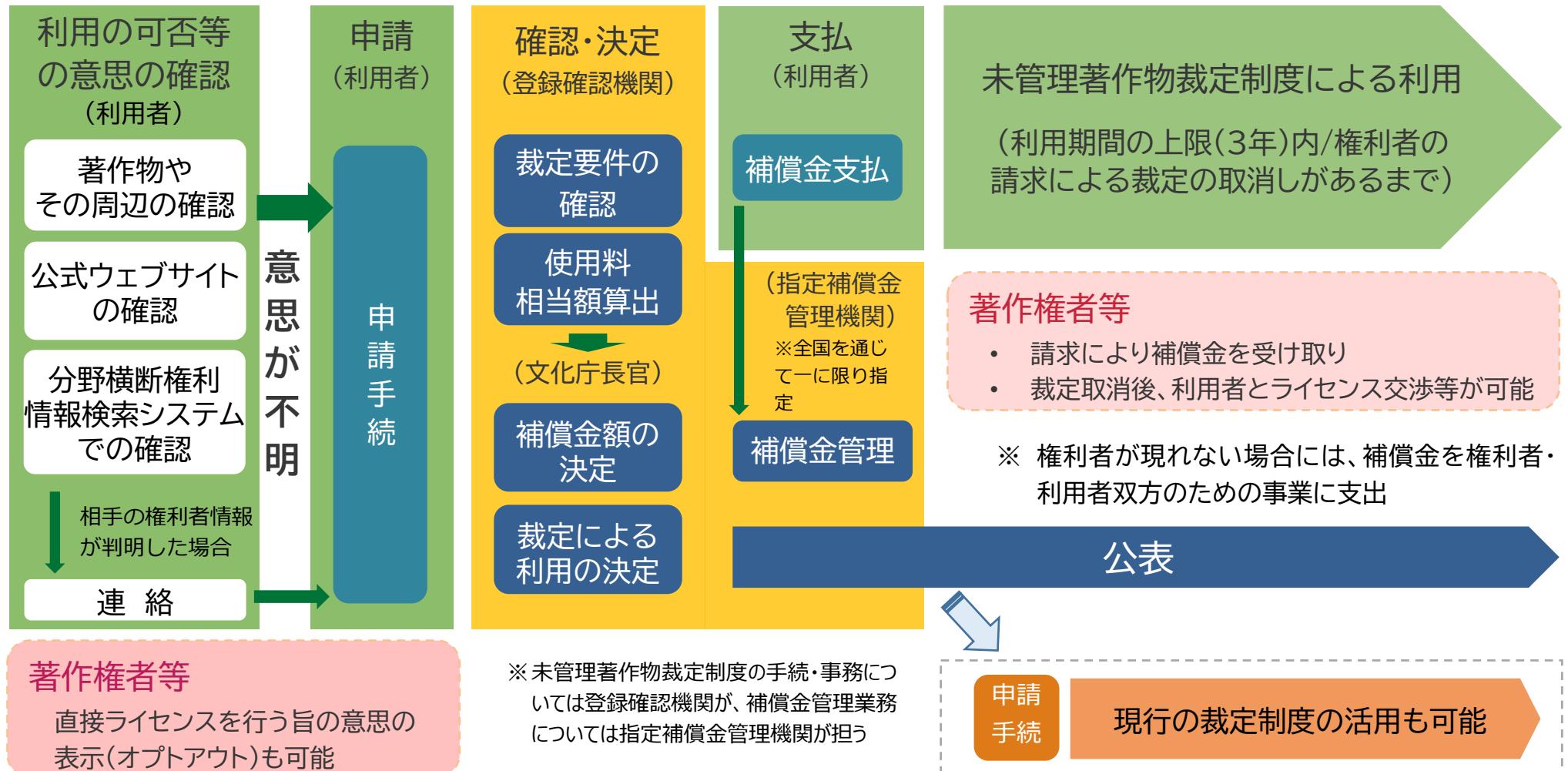
※「相当な努力」の内容（著作権法施行令第7条の5）

- (1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧（名簿・名鑑等の閲覧又はインターネット検索）
- (2) 広く権利者情報を有している者への照会（著作権等管理事業者及び関連著作者団体等への照会）
- (3) 公衆に対する権利者情報提供の呼びかけ(日刊新聞紙や(公社)著作権情報センターへの広告掲載)

⇒なお、過去に裁定を受けた著作物等の権利者搜索については、文化庁ホームページで公開しているデータベースを閲覧することで、上記（1）及び（2）の措置を代替することも可。

(参考)

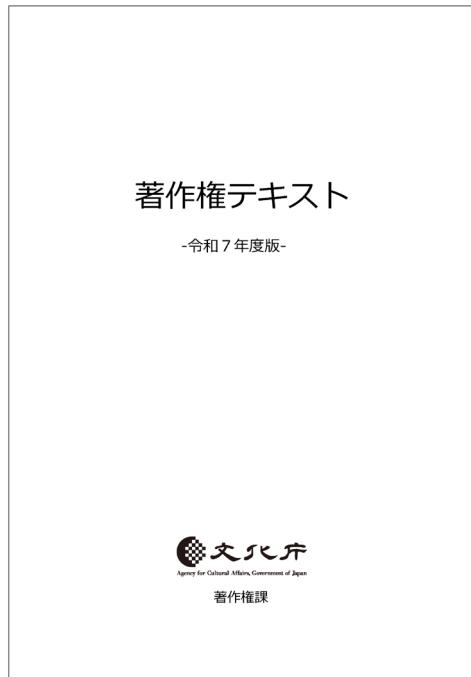
未管理著作物裁定制度（手続の流れのイメージ）(令和8年春頃施行予定)



- ① 著作権法の”基本的な考え方”
- ② 権利の保護
- ③ 公正な利用
- ④ 他人の著作物を利用したい場合
- ⑤ おわりに

おわりに

- 文化庁では著作権についての理解を深めていただけるよう、「著作権テキスト」等の教材をHPに掲載しているほか、関係団体のHPのご紹介などをしています。



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

- YouTubeの概要欄にURLを記載していますので、3科目ご視聴後、アンケートにご協力いただけすると幸いです。